

静岡県地域防災計画に関する支援計画

公益社団法人 静岡県栄養士会
会 長 坪 井 厚

災害対策基本法第 2 条第 6 号に基づく指定地方公共機関の指定（平成 25 年 5 月）を受けて、公益社団法人静岡県栄養士会が支援する行動計画をここに示す。

前述

日本国内で支援を必要とする災害が発生した場合を想定し、日本栄養士会と 47 都道府県栄養士会が、連携を持って効率よくその目的に寄与できるよう、各県栄養士会で災害支援組織を立ち上げた。その名称を、日本栄養士会 DAT（Disaster Assistance Team：災害支援チーム、以下日栄 DAT と記す）と呼び、静岡県栄養士会は、「静栄 DAT」と命名した。

1. 災害発生前の体制

(1) 静栄 DAT の組織化

静岡県栄養士会会長は、直属の組織として、静岡県栄養士会災害支援チーム（静岡県栄養士会 Disaster Assistance Team）（以下「静栄 DAT」という。）を立ち上げる。メンバーは、日本栄養士会が育成するリーダーと静岡県栄養士会が育成するスタッフで構成する。規約として、運営委員会規約・運営要綱・細則を設ける。静栄 DAT は、東部・中部・西部地区に分け組織する。

(2) 日本栄養士会との連携

静栄 DAT は、日本栄養士会と連携しリーダーを育成する。災害発生時の国全体の対策は、日栄 DAT を通じ指示を確認する。

(3) 近隣県での協力体制の構築

静栄 DAT は、東海北陸 6 県（愛知・岐阜・三重・石川・福井・富山）や近隣県（神奈川・山梨・長野等）の栄養士会で密に連携を取り、広域な災害に備え協力体制を整える。

(4) 県関係部署との連携

静栄 DAT は、県の関係部署（健康増進課・危機政策課等）と連携し、災害に備える。

(5) 物資援助の協力

静栄 DAT は、静岡県栄養士会の賛助会員（給食材料生産・販売事業者）と連携し、災害時要援護者等への食料品の確保を進める。

(6) 県民への非常食準備の意識付けの強化

静栄 DAT は、静岡県栄養士会ホームページや防災関連一般公開講座・パンフレット配布等で個人のニーズに合わせた非常食の提案を行い、意識付けの強化を図る。

2. 発災後の対応

(1) 静栄 DAT の招集

会長は、静栄 DAT メンバーの安否を確認し、支援体制を整える。日栄 DAT・近隣栄養士会 DAT の支援状況も確認する。

(2) 静岡県災害対策本部との連携

会長は、静岡県栄養士会災害支援チーム本部を設置し、静岡県災害対策本部並びに日本栄養士会災害支援対策本部の指示を受け、静岡県地域防災計画に基づく災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力、避難所における健康相談に関する協力を開始する。

3. 復旧・復興期の行動計画

(1) 炊き出し支援

静栄 DAT は、県対策本部の指示を受け、避難所等の炊き出しチームと協力し、災害時要援護者への支援活動をする。

(2) 援助物資の仕分け支援

静栄 DAT は、避難所等に集められた援助物資を用途別に仕分けし、特に食支援に関する援助物資の賞味期限等を確認し、適材適所に物資が使用できるよう支援する。

(3) 特殊食品のピンポイント支援

静栄 DAT は、被災地の避難所等において、特別用途食品（病者用治療食品・妊産婦、授乳婦用粉乳・えん下困難者用食品等）等を必要とする災害時要援護者を調査抽出し、災害対策本部を通し、ピンポイントで必要物資の支援を行う。

※独立行政法人国立健康・栄養研究所 特別用途食品・栄養療法エビデンス情報 参照

(4) 避難所等での栄養食事指導支援

静栄 DAT は、日本栄養士会の作成した“災害時の栄養・食生活支援マニュアル”（平成23年4月作成）を使用し、被災地における健康管理の栄養食事指導を支援する。

支援内容については、随時静岡県栄養士会災害支援チーム本部に報告・相談を行う。

附則

1. 本支援計画は、平成27年11月8日改定した